

非常時優先業務【優先通常業務】

担当課等	業務名（事務分掌）	業務着手時期						
		3 h	1 2 h	1 d	3 d	1W	2W	1 m
総務課	行政事務の連絡調整に関する事。			○	→	→	→	→
	市に行政区域の変更及び町名設定又は変更に関する事。							○
	審査請求、訴訟、和解及び調停に関する事。			○	→	→	→	→
	市議会の招集及び議案調製に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
	条例、規則その他重要文書の審査に関する事。			○	→	→	→	→
	公告式及び令達に関する事。			○	→	→	→	→
	公印の管理に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
	庁舎の秩序維持及び管理に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
	文書の收受、発送、保管及び保存の統括に関する事。							
	庁議に関する事。					○	→	→
	部長会議に関する事。					○	→	→
	地方分権に関する事。							○
	庁用自動車の総括管理及び運行に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
	情報公開及び個人情報保護に関する事。			○	→	→	→	→
	儀式、褒章及び表彰に関する事。				○	→	→	→
	出張所及び連絡所に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
	指定管理者制度に関する事。							
	嘱託員等に関する事。					○	→	→
	住民自治組織に関する事。							
	地縁団体の認可に関する事。							○
	陳情及び要望に関する事。							
	マイナンバー制度に関する事。							
	広聴活動の企画及び総合調整に関する事。					○	→	→
	他課等の所掌に属さない事項に関する事。					○	→	→
	情報化・DXの推進に関する事。							
	情報システムに関する事。	○	→	→	→			
	情報セキュリティに関する事。							
	情報通信機器に関する事。	○	→	→	→			
	国民保護に関する事。							
	防災行政事務に関する事。							
	危機管理に関する事。							
	交通安全対策に関する事。						○	→
	交通災害共済事務に関する事。							○
	防犯に関する事。				○	→	→	→
	自衛官募集事務に関する事。							○
	交通政策に関する事。							○
	交通船事業に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
	人事課	市長及び副市長の事務引継ぎに関する事。						
職員の任命、分限、懲戒及び服務規律に関する事。								○
職員の定員管理及び配置に関する事。								○
職員の給与その他勤務条件に関する事。								○
職員共済組合及び公務災害補償に関する事。								○
職員の研修に関する事。								○
職員の健康管理及び福利厚生に関する事。								○
職員団体に関する事。								○
任命権者を異にする人事及び給与の連絡調整に関する事。								○
特別職等の報酬に関する事。								○
各種委員の任命に関する事。								○
人事評価に関する事。								
行政改革の推進に関する事。								
行政組織及び職務権限に関する事。								
事務改善に関する事。								
各部との調整に関する事。								
市長及び副市長の秘書に関する事。		○	→	→	→	→	→	→
市長の交際に関する事。						○	→	→
式辞文等の作成に関する事。						○	→	→
市長会に関する事。								
有料広告事業に関する事。								
広報紙の編集及び発行に関する事。								
市のホームページに関する事。	○	→	→	→	→	→	→	
市政の記録整理に関する事。								
情報の収集及び整理に関する事。								
報道機関との連絡調整に関する事。		○	→	→	→	→	→	
企画課	行政評価に関する事。							
	総合計画の策定及び推進に関する事。							
	重要施策の企画立案に関する事。							
	過疎地域自立促進計画の策定及び推進に関する事。							
	辺地総合整備計画の策定及び推進に関する事。							
	離島及び半島関係事務に関する事。							
	振興公社との連絡調整に関する事。	○	→	→	→			
	電源支援事業に関する事。							
	文化センターの管理に関する事。	○	→	→	→			
	ふるさと融資制度に関する事。							
	市町村合併事務に関する事。							
	基幹統計及び各種統計（他の課に属するものを除く）に関する事。							
	ふるさと納税に関する事。							
	定住促進に関する事。							○
	結婚対策に関する事。							○
市内の高等学校の魅力向上に関する事。								
大学連携に関する事。							○	
男女共同参画社会に関する事。							○	
協働によるまちづくり施策の策定及び推進に関する事。							○	
地域づくり活動及び支援に関する事。							○	
財政課	財政計画の策定に関する事。							
	予算の編成、配当及び執行統括に関する事。							
	地方交付税、市債及び一時借入金に関する事。							
	特別会計の財務指導に関する事。							
	基金の管理運用に関する事。							
	財政状況の公表に関する事。							
	主要な施策の成果に関する事。							
	市有財産の総括管理及び調整に関する事。				○	→	→	→
	普通財産（市有林を除く。）の取得、処分及び管理に関する事。							
	市有財産の登記及び登録（他の所管に属するものを除く。）に関する事。							
	市有財産の保険契約に関する事。							○
	建設工事指名審査委員会に関する事。							○
	入札事務に関する事。							○
契約事務全般に関する事。								
市税等	市県民税、軽自動車税、国民健康保険税の賦課及び減免に関する事。						○	→
	市たばこ税及び入湯税に関する事。							○
	固定資産税、都市計画税並びに特別土地保有税の賦課及び減免に関する事。						○	→
	土地、家屋及び償却資産の評価に関する事。						○	→
	国有資産等所在市町交付金に関する事。						○	→
	土地、家屋に係る帳簿並びに宇図の整理及び保管に関する事。						○	→
	税務事務の総合調整に関する事。						○	→
	市税等の調定に関する事。						○	→

総務→企画
 総務→企画
 総務→企画
 総務→企画

非常時優先業務【優先通常業務】

担当課等	業務名（事務分掌）	業務着手時期						
		3 h	1 2 h	1 d	3 d	1 W	2 W	1 m
税務課	過誤納金の還付又は充当に関する事。						○	→
	税等に関する証明及び台帳の閲覧に関する事。						○	→
	納税組合に関する事。							○
	市税等の口座振替に関する事。						○	→
	市税等の徴収及びこれに伴う収入金の収納整理に関する事。					○	→	→
	市税等の督促及び滞納処分に関する事。							○
	市税等の滞納処分の執行停止及び不納欠損処分に関する事。							○
	徴収嘱託及び受託に関する事。							○
	市税等の徴収猶予に関する事。							○
	市税等に係る訴訟に関する事。						○	→
	債権管理対策会議に関する事。							○
	後期高齢者医療保険料（普通徴収分）の徴収に関する事。							○
	介護保険料（第1号被保険者普通徴収分）の徴収に関する事。							○
市民課	戸籍に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
	住民基本台帳事務に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
	印鑑登録事務に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
	マイナンバーカードに関する事。			○	→	→	→	→
	埋火葬及び改葬の許可に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
	中長期在留者に関する事。		○	→	→	→	→	→
	旅券に関する事。		○	→	→	→	→	→
	人口動態調査に関する事。					○	→	→
	身元及び身分に関する事。			○	→	→	→	→
	犯罪人名簿に関する事。							
	日雇労働者の健康保険に関する事。		○	→	→	→	→	→
	自動車臨時運行許可に関する事。			○	→	→	→	→
	自動車登録番号標封印に関する事。			○	→	→	→	→
	船員法（昭和22年法律第100号）に関する事。		○	→	→	→	→	→
	相続税法（昭和25年法律第73号）第58条の規定による通知に関する事。						○	→
	総合窓口に関する事。							
	地球温暖化防止に関する事。							
	再生可能エネルギーに関する事。						○	→
	自然環境保護に関する事。							
	環境保全に関する事。							
	環境美化にかんすること。							
	不法投棄対策環境美化に関する事。							
	公害対策に関する事。							
	一般廃棄物の処理に関する事。				○	→	→	→
	一般廃棄物の減量及び再資源化に関する事。				○	→	→	→
	一般廃棄物処理施設に関する事。				○	→	→	→
	北松北部環境組合に関する事。				○	→	→	→
	浄化槽の普及促進に関する事。							
	墓地及び火葬場に関する事。		○	→	→	→	→	→
	公衆衛生に関する事。		○	→	→	→	→	→
	狂犬病予防及び動物愛護に関する事。						○	→
	市民相談に関する事。				○	→	→	→
	消費者行政に関する事。							○
小規模簡易専用水道に関する事。				○	→	→	→	
健康ほけん課	国民健康保険に関する事。				○	→	→	→
	国民健康保険運営協議会に関する事。							○
	後期高齢者医療に関する事。				○	→	→	→
	診療所の管理運営に関する事。		○	→	→	→	→	→
	国民年金に関する事。					○	→	→
	健康づくりに関すること。							○
	特定健診・特定保健指導に関する事。							○
	がん検診及び各種健検診に関する事。							○
	食育の推進に関する事。							○
	食生活改善及び栄養指導に関する事。							○
	献血推進に関する事。							○
	健康管理システムに関する事。							○
	感染症（防疫を除く。）の予防及び予防接種（20歳未満の者に限るものを除く。）に関する事。							○
	歯科保健（乳幼児、児童、生徒に係るものを除く。）に関する事。							○
地域医療連携に関する事。							○	
福祉課	民生委員及び児童委員に関する事。		○	→	→	→	→	→
	老人施設措置に関する事。		○	→	→	→	→	→
	社会福祉協議会に関する事。		○	→	→	→	→	→
	戦没者の慰霊、同遺族及び戦傷病者に関する事。							○
	旧軍人の恩給及び年金等に関する事。							○
	引揚者及び未帰還者等の援護に関する事。							○
	災害救助に関する事。		○	→	→	→	→	→
	原爆被爆者に関する事。						○	→
	社会福祉法人の許認可、指導監査に関する事。							○
	生活保護に関する事。		○	→	→	→	→	→
	生活相談に関する事。		○	→	→	→	→	→
	行旅病人及び死亡人に関する事。							○
	身体障害者福祉に関する事。		○	→	→	→	→	→
	知的障害者福祉に関する事。		○	→	→	→	→	→
	精神障害者福祉に関する事。		○	→	→	→	→	→
	障害者の日常生活及び社会生活の総合的な支援に関する事。		○	→	→	→	→	→
	精神保健に関する事。					○	→	→
	福祉医療に関する事。					○	→	→
障害児福祉手当及び特別障害者手当に関する事。					○	→	→	
関係団体の指導育成に関する事。							○	
施設の管理に関する事。							○	
長寿介護課	介護保険に関する事。					○	→	→
	介護認定審査会に関する事。						○	→
	高齢者福祉に関する事。		○	→	→	→	→	→
	敬老祝金に関する事。							
	老人クラブ及び老人クラブ連合会に関する事。							○
	シルバー人材センターに関する事。		○	→	→	→	→	→
	高齢者生活福祉センターに関する事。		○	→	→	→	→	→
	高齢者福祉計画に関する事。							○
	高齢者の総合相談支援・権利擁護に関する事。		○	→	→	→	→	→
	要支援認定者のケアマネジメントに関する事。			○	→	→	→	→
	介護予防事業に関する事。					○	→	→
	地域包括ケアシステムの推進に関する事。							○
	日常生活支援総合事業に関する事。			○	→	→	→	→
	関係団体の指導育成に関する事。							○
子ども未来課	子育て支援の総合調整に関する事。					○	→	→
	次世代育成支援対策に関する事。							○
	児童福祉に関する事。		○	→	→	→	→	→
	児童救済金に関する事。							○
	児童手当に関する事。					○	→	→
	児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事。					○	→	→
	家庭児童相談に関する事。		○	→	→	→	→	→
要保護児童に関する事。			○	→	→	→	→	

非常時優先業務【優先通常業務】

担当課等	業務名（事務分掌）	業務着手時期						
		3 h	1 2 h	1 d	3 d	1W	2W	1 m
	母子、父子及び寡婦福祉に関する事。			○	→	→	→	→
	福祉医療に関する事。					○	→	→
	関係団体の指導育成に関する事。							○
	母子保健に関する事。							○
	感染症（防疫を除く。）の予防及び予防接種に関する事。							○
	歯科保健に関する事。							○
観光課	観光事業の計画及び観光の振興に関する事。							○
	観光団体との連絡調整に関する事。					○	→	→
	観光施設等の整備及び維持管理に関する事。		○	→	→	→	→	→
	観光資源の保存及び開発に関する事。		○	→	→	→	→	→
	温泉に関する事。		○	→	→	→	→	→
	自然公園の保存及び維持管理に関する事。		○	→	→	→	→	→
商工物産課	観光案内及び宣伝誘致に関する事。							○
	物産の振興に関する事。							○
	物産の流通及び販路拡大に関する事。							○
	商工業の振興に関する事。							○
	中小企業の支援に関する事。					○	→	→
	商工関係団体等との連絡調整に関する事。					○	→	→
	雇用・労政に関する事。							○
	企業誘致及び立地に関する事。							○
	工業団地の維持管理に関する事。							○
	企業立地奨励措置に関する事。							○
文化交流課	高等教育機関の誘致に関する事。							○
	地域の産業に従事する人材の確保に関する事。							○
	ユネスコ活動に関する事。		○	→	→	→	→	→
	博物館、資料館に関する事。		○	→	→	→	→	→
	世界遺産に関する事。		○	→	→	→	→	→
	文化事業に関する事。							○
	文化財に関する事。		○	→	→	→	→	→
	文化、文化財関係団体の育成及び指導に関する事。							○
	市史の編さんに関する事。							○
	国際交流に関する事。							○
農林整備課	姉妹都市との交流に関する事。							○
	林業振興に関する事。							○
	林道及び治山事業に関する事。							○
	農業施設の維持管理に関する事。					○	→	→
	土地改良事業に関する事。							○
	農道に関する事。							○
	ため池等の管理に関する事。							○
	農林整備事業の各種計画に関する事。							○
	農地等災害復旧事業に関する事。							○
	土地改良及び林業関係団体との連絡調整に関する事。							○
農業振興課	受託工事に関する事。							○
	農業振興に関する事。							○
	畜産業振興に関する事。							○
	農山村地域の振興に関する事。							○
	農畜産業の各種計画に関する事。							○
	農業振興地域に関する事。							○
	農業経営の改善及び指導奨励に関する事。							○
水産課	鳥獣対策及び狩猟に関する事。							○
	農業関係団体との連絡調整に関する事。				○	→	→	→
	水産振興事業に関する事。							○
	漁業協同組合との連絡調整に関する事。		○	→	→	→	→	→
	水産関係団体に対する指導・育成に関する事。							○
	水産関係技術の普及指導に関する事。							○
	水産加工・販売流通に関する事。							○
	養殖業振興に関する事。							○
	漁業担い手育成に関する事。							○
	水産制度資金に関する事。							○
	漁場事業・漁港・漁港海岸保全施設・漁村環境整備関連事業等の計画策定に関する事。							○
	漁港関連施設・漁港海岸保全施設整備及び漁場整備事業の設計・積算・施行管理に関する事。				○	→	→	→
	漁港施設・漁港海岸保全施設・港湾施設の維持管理に関する事。				○	→	→	→
	県営漁港及び港湾事業等の連絡調整に関する事。		○	→	→	→	→	→
	漁港台帳・漁港海岸台帳・港湾台帳の整備に関する事。							○
	漁港施設・漁港海岸保全施設・港湾施設の占用及び使用の許可に関する事。					○	→	→
漁港及び港湾区域内の不法占用及び不法投棄の取締りに関する事。							○	
漁港施設及び港湾施設の使用料の徴収に関する事。							○	
プレジャーボートの管理に関する事。							○	
漁港施設及び漁港海岸保全施設の災害復旧事業に関する事。		○	→	→	→	→	→	
漁港・港湾関係統計調査に関する事。							○	
漁港及び港湾区域内の公有水面埋め立てに関する事。							○	
漂流・漂着物に関する事。					○	→	→	
受託工事に関する事。					○	→	→	
建設課	公有水面に係る庶務に関する事。							○
	所管に係る統計に関する事。							○
	登記事務に関する事。					○	→	→
	市道の認定、変更及び廃止に関する事。							○
	道路橋梁台帳の整備に関する事。							○
	道路の境界確認に関する事。							○
	道路・河川整備計画の策定及び推進に関する事。							○
	道路・河川工事の設計施工監督に関する事。							○
	道路・河川災害復旧事業に関する事。							○
	道路・河川等の維持管理に関する事。							○
	道路・河川等の緊急補修に関する事。							○
	道路・河川の不法占用及び不法投棄の取締りに関する事。							○
	道路・河川等の占用及び使用許可に関する事。							○
	公共土木施設災害復旧事業の実施に関する事。							○
	地すべり及び海岸保全に関する事。							○
	急傾斜地崩壊防止事業に関する事。							○
	地籍調査の計画・調整に関する事。							○
	地籍調査の実施に関する事。							○
地籍調査の成果の管理に関する事。							○	
受託工事に関する事。							○	
都市計画課	市営住宅の入居者の選定及び使用料の徴収事務に関する事。			○	→	→	→	→
	市営住宅の建設及び管理に関する事。					○	→	→
	建築工事の設計施工監督に関する事。				○	→	→	→
	建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認に関する事。				○	→	→	→
	住宅金融支援機構委託業務に関する事。				○	→	→	→
	公共施設の営繕に関する事。				○	→	→	→
	都市公園整備事業の企画実施に関する事。				○	→	→	→
	都市公園の維持管理に関する事。				○	→	→	→
	都市計画事業に関する事。				○	→	→	→
	景観計画及び推進に関する事。				○	→	→	→
都市計画審議会に関する事。				○	→	→	→	
下水道に関する事。				○	→	→	→	

非常時優先業務【優先通常業務】

担当課等	業務名（事務分掌）	業務着手時期						
		3 h	1 2 h	1 d	3 d	1 W	2 W	1 m
	用途地域に関する事。				○	→	→	→
	土地利用対策に関する事。				○	→	→	→
	美しいまちづくり推進事業に関する事。				○	→	→	→
	受託工事に関する事。				○	→	→	→
	空き家対策に関する事							
会計課	歳入歳出予算の収支及び決算に関する事。							○
	現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）及び物品の出納及び保管に関する事。			○	→	→	→	→
	有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）の出納及び保管に関する事。							○
	歳入歳出外現金に関する事。						○	→
	支出負担行為の確認に関する事。				○	→	→	→
	指定金融機関等との連絡調整に関する事。				○	→	→	→
	所得税の源泉徴収の払込みに関する事。							○
	支出関係の審査及び指導に関する事。				○	→	→	→
その他会計に関する事。							○	
生月支所 地域振興課	本庁との行政事務全般の連絡調整に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
	自治会活動に関する事。							○
	庁舎の維持管理及び営繕に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
	防災に関する事。							
	交通安全運動の実施に関する事。							
	交通共済事務に関する事。							○
	協働によるまちづくりの推進に関する事。							
	地域づくり活動及び支援に関する事。							
	市税及び税外歳入の収納に関する事。				○	→	→	→
	戸籍及び住民基本台帳に関する事。		○	→	→	→	→	→
	印鑑登録事務に関する事。		○	→	→	→	→	→
	マイナンバーカードに関する事。			○	→	→	→	→
	埋火葬及び改葬の許可に関する事。			○	→	→	→	→
	中長期在留者に関する事。			○	→	→	→	→
	旅券に関する事。				○	→	→	→
	自動車臨時運航許可に関する事。				○	→	→	→
	自動車登録番号標封印に関する事。				○	→	→	→
	船員法に関する事。				○	→	→	→
	各種届出書の受付及び証明書等の交付に関する事。		○	→	→	→	→	→
	リサイクル事業に関する事。							
	畜犬病予防及び動物愛護に関する事。						○	→
	漁港施設の使用料等の徴収に関する事。							
	漁港区域内の維持管理に関する事。							
	プレジャーボートの管理に関する事。							
	観光施設の維持管理に関する事。							
	自然公園に関する事。							○
	道路橋梁及び河川等の維持管理に関する事。							
	道路及び河川等の占用及び使用の許可に関する事。							
公共施設の維持管理及び営繕に関する事。								
港湾施設の維持管理に関する事。								
農業集落排水事業に関する事。			○	→	→	→	→	
前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めたこと。								
田平支所 地域振興課	本庁との行政事務全般の連絡調整に関する事。		○	→	→	→	→	→
	自治会活動に関する事。					○	→	→
	庁舎の維持管理及び営繕に関する事。							○
	防災に関する事。						○	→
	交通安全運動の実施に関する事。					○	→	→
	交通共済事務に関する事。					○	→	→
	協働によるまちづくりの推進に関する事。					○	→	→
	地域づくり活動及び支援に関する事。					○	→	→
	市税及び税外歳入の収納に関する事。		○	→	→	→	→	→
	戸籍及び住民基本台帳に関する事。		○	→	→	→	→	→
	印鑑登録に関する事。		○	→	→	→	→	→
	マイナンバーカードに関する事。							
	埋火葬及び改葬の許可に関する事。			○	→	→	→	→
	中長期在留者に関する事。			○	→	→	→	→
	旅券に関する事。				○	→	→	→
	自動車臨時運航許可に関する事。							
	各種届出書の受付及び証明書等の交付に関する事。		○	→	→	→	→	→
	リサイクル事業に関する事。					○	→	→
	畜犬病予防及び動物愛護に関する事。					○	→	→
	浄化センターに関する事。		○	→	→	→	→	→
	漁港施設の使用料等の徴収に関する事。							○
	漁港区域内の維持管理に関する事。						○	→
	プレジャーボートの管理に関する事。							○
	観光施設の維持管理に関する事。						○	→
	自然公園に関する事。							○
	道路橋梁及び河川等の維持管理に関する事。						○	→
	道路及び河川等の占用及び使用の許可に関する事。							○
	公共施設の維持管理及び営繕に関する事。						○	→
港湾施設の維持管理に関する事。						○	→	
分譲住宅グリーンヒルズ管理運営事業に関する事。								
前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めたこと。								
大島支所 地域振興課	本庁との行政事務全般の連絡調整に関する事。		○	→	→	→	→	→
	自治会活動に関する事。					○	→	→
	庁舎の維持管理及び営繕に関する事。						○	→
	防災に関する事。						○	→
	交通安全運動の実施に関する事。					○	→	→
	交通共済事務に関する事。					○	→	→
	協働によるまちづくりの推進に関する事。							○
	地域づくり活動及び支援に関する事。							○
	ふるさと大島情報提供施設（CATV）に関する事。			○	→	→	→	→
	市税及び税外歳入の収納に関する事。		○	→	→	→	→	→
	戸籍及び住民基本台帳に関する事。		○	→	→	→	→	→
	印鑑登録事務に関する事。		○	→	→	→	→	→
	マイナンバーカードに関する事。							
	埋火葬及び改葬の許可に関する事。			○	→	→	→	→
	中長期在留者に関する事。			○	→	→	→	→
	旅券に関する事。				○	→	→	→
	自動車臨時運行許可に関する事。		○	→	→	→	→	→
	自動車登録番号標封印に関する事。							
	各種届出書の受付及び証明書等の交付に関する事。		○	→	→	→	→	→
	一般廃棄物処理に関する事。					○	→	→
	リサイクル事業に関する事。					○	→	→
	畜犬病予防及び動物愛護に関する事。						○	→
	墓地の管理に関する事。		○	→	→	→	→	→
	し尿処理に関する事。		○	→	→	→	→	→
	管内の保健事業に関する事。							○
	農業土木に関する事。					○	→	→
	鳥獣対策に関する事。					○	→	→
	漁港施設の使用料等の徴収に関する事。							○

非常時優先業務【優先通常業務】

担当課等	業務名（事務分掌）	業務着手時期						
		3 h	1 2 h	1 d	3 d	1 W	2 W	1 m
	漁港区域内の維持管理に関する事。						○	→
	プレジャーボートの管理に関する事。							○
	観光施設の維持管理に関する事。							○
	自然公園に関する事。							○
	道路改良及び舗装に関する事。							○
	道路橋梁及び河川等の維持管理に関する事。						○	→
	市道及び農道の維持管理に関する事。						○	→
	道路及び河川等の占用及び使用の許可に関する事。							○
	公共施設の維持管理及び営繕に関する事。							○
	港湾施設の維持管理に関する事。							○
	美しいまちづくり推進事業に関する事。							
	あづち大島いさりびの里事業に関する事。							
	前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めたこと。							
	教育長の秘書事務に関する事。					○	→	→
	教育委員会の会議に関する事。					○	→	→
	事務局関係職員の任免その他人事に関する事。						○	→
	教具その他設備の整備に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
教育委員会規則の制定又は改廃に関する事。							○	
教育その他の調査統計に関する事。							○	
奨学資金貸付事務に関する事。							○	
就学援助に関する事。					○	→	→	
文教施設の建設計画及び営繕に関する事。					○	→	→	
学校の設置、管理及び廃止に関する事。							○	
教育財産の管理に関する事。					○	→	→	
管内の学校給食施設の運営に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	
学校予算に関する事。							○	
教育総務課及び学校教育課の予算に関する事。							○	
教育総務課及び学校教育課の経理に関する事。							○	
公印の管理に関する事。							○	
課の庶務に関する事。						○	→	
教育行政に関する相談に関する事務を総括すること。						○	→	
その他各課の所掌に属しない事項に関する事。						○	→	
教育委員会 学校教育課	教育の基本計画に関する事。					○	→	→
	教職員の服務及び指導に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
	教職員の人事異動に関する事。					○	→	→
	教職員の研修に関する事。						○	→
	学級編制及び教育課程の編成に関する事。				○	→	→	→
	A L Tに関する事。				○	→	→	→
	人権・同和・平和教育に関する事。					○	→	→
	学校体育に関する事。				○	→	→	→
	生徒指導及び適応指導教育に関する事。			○	→	→	→	→
	学校保健・安全に関する事。			○	→	→	→	→
	就学に関する事。				○	→	→	→
	教科用図書の採択及び給与事務に関する事。					○	→	→
	月例報告に関する事。					○	→	→
	公文書の保管、諸願及び届けに関する事。			○	→	→	→	→
	日本スポーツ振興センター及び災害共済給付に関する事。			○	→	→	→	→
	学校医療券に関する事。			○	→	→	→	→
	学齢簿に関する事。			○	→	→	→	→
	転出入及び入学事務に関する事。			○	→	→	→	→
	就学時健康診断に関する事。					○	→	→
	幼稚園教育に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
	課の庶務に関する事。		○	→	→	→	→	→
	教育行政に関する相談に関する事。		○	→	→	→	→	→
教育委員会 生涯学習課	社会教育関係施設の整備及び管理運営に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
	社会教育委員に関する事。							○
	視聴覚教育に関する事。							○
	人権及び同和教育に関する事。							○
	社会教育団体の育成及び支援に関する事。							○
	少年教育に関する事。							○
	公民館の運営指導に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
	図書館の運営指導に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
	少年センターに関する事。						○	→
	生涯学習の推進に関する事。							○
	生涯学習の企画、調査及び連絡調整に関する事。							○
	課の庶務に関する事。							○
	教育行政に関する相談に関する事。						○	→
	社会体育の推進に関する事。							○
	社会体育の企画、調査及び連絡調整に関する事。							○
	スポーツ推進委員に関する事。							○
	社会体育団体の育成及び支援に関する事。							○
	社会教育関係施設の整備及び管理運営に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
	地域の学社融合に関する事。							○
	社会教育関係施設の管理に関する事。							○
	地域の社会教育団体の育成及び指導者養成に関する事。							○
	地域の青少年団体の育成及び指導者養成に関する事。							○
	地域の社会体育の普及振興及び指導に関する事。							○
	地域の社会体育の企画運営に関する事。							○
	地域のスポーツ推進委員に関する事。							○
	地域の社会体育団体の育成及び指導者養成に関する事。							○
社会体育施設の管理に関する事。							○	
地域の生涯学習の推進に関する事。							○	
地域の文化関係団体の育成及び指導に関する事。							○	
公民館の運営管理に関する事。							○	
議会事務局	公印の管理に関する事。							○
	秘書に関する事。							○
	儀式及び交際に関する事。							○
	文書の収受、発送、編さん及び保存に関する事。							○
	事務局の所管に係る予算の経理に関する事。							○
	議員の身分及び議員共済に関する事。							○
	議員の議員報酬及び費用弁償に関する事。							○
	議員の出欠に関する事。							○
	職員の仕事及び給与に関する事。							○
	物品の出納及び保管に関する事。							○
	議場及び議会関係各室の維持管理に関する事。							○
	自動車の管理に関する事。							○
	議会図書等の整備及び管理に関する事。							○
	議長会、事務局長会その他会議の庶務に関する事。							○
	常任委員会及び特別委員会に関する事。							○
	政務活動費に関する事。							○
	他の班の所管に属さない事務に関する事。							○
本会議に関する事。		○	→	→	→	→	→	
常任委員会及び特別委員会に関する事並びにこれらの統括に関する事。		○	→	→	→	→	→	
議会運営委員会に関する事。		○	→	→	→	→	→	
議会の運営に必要な会議に関する事。		○	→	→	→	→	→	

非常時優先業務【優先通常業務】

担当課等	業務名（事務分掌）	業務着手時期							
		3 h	1 2 h	1 d	3 d	1 W	2 W	1 m	
担当課等	請願、陳情等に関する事。		○	→	→	→	→	→	
	議員提出議案の立案に関する事。		○	→	→	→	→	→	
	議決事項の処理に関する事。		○	→	→	→	→	→	
	議会の傍聴に関する事。							○	
	会議録に関する事。							○	
	規則等の制定改廃に関する事。							○	
	市政一般の調査に関する事。							○	
	議員の議会活動に資するための各種情報の提供に関する事。							○	
	議会選出の各種委員に関する事。							○	
	議会の広報に関する事。							○	
	議会中継に関する事。							○	
	各種資料の収集、整理及び保管に関する事。							○	
	議会だより及び各種刊行物の編集発行に関する事。							○	
	法令等の調査研究に関する事。							○	
	他都市からの行政視察に関する事。							○	
	照会事項の処理に関する事。							○	
	議長会、事務局長会その他会議に関する事。							○	
	その他議事及び調査に関する事。							○	
	監査委員事務局	公印の保管に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
		文書の收受に関する事。					○	→	→
監査結果の報告及び公表の処理に関する事。							○	→	
職員の分担事務の指定に関する事。								○	
職員の休暇、欠勤その他事務に関する事。			○	→	→	→	→	→	
職員の時間外勤務命令に関する事。						○	→	→	
物品購入及び経費の支出に関する事。						○	→	→	
軽易又は定例的な事項の報告、照会及び回答に関する事。						○	→	→	
前各号に定めるもののほか、軽易な事務の処理に関する事。								○	
農業振興課内 (農業委員会)		公印の管理に関する事。			○	→	→	→	→
	委員及び農地利用最適化推進委員の身分に関する事。			○	→	→	→	→	
	職員の身分、服務及び研修に関する事。			○	→	→	→	→	
	総会及び各種会議に関する事。					○	→	→	
	例規に関する事。				○	→	→	→	
	農政関連補助事業の推進に関する事。				○	→	→	→	
	文書の收受、発送、編集及び保存に関する事。					○	→	→	
	農業者年金に関する事。					○	→	→	
	納税猶予に関する事。					○	→	→	
	農業後継者に関する事。					○	→	→	
	農地等の確保、利用集積その他効率的な利用の促進に関する事。				○	→	→	→	
	法人化その他農業経営の合理化に関する事。				○	→	→	→	
	農業生産、農業経営及び農民生活に関する調査、研究並びに農業及び農民に関する情報の提供に関する事。				○	→	→	→	
	農業及び農民に関する事項についての意見の公表及び建議又は答申に関する事。						○	→	
	農地等の権利移動、設定、転用及び許可に関する事。				○	→	→	→	
	農地又は未墾地の買取、売渡し及び許可に関する事。				○	→	→	→	
	農地等の利用関係の紛争の和解及び仲介に関する事。				○	→	→	→	
	国有農地等の管理に関する事。					○	→	→	
	農用地利用集積計画の決定に関する事。					○	→	→	
	農用地利用権設定等促進事業に関する事。					○	→	→	
農地等の交換分合計画同意に関する事。					○	→	→		
公告及び縦覧に関する事。						○	→		
農地等に係る諸証明に関する事。				○	→	→	→		
その他農地等に関する事。				○	→	→	→		
事務局の庶務に関する事。					○	→	→		
総務課内 (選挙管理委員会)	委員長の指揮による選挙事務全般に関する事					○	→	→	
	選管事務局に関する全般の指揮監督					○	→	→	
	平戸市明るい選挙推進協議会に関する事							○	
	選挙管理委員会会議に関する事					○	→	→	
	政治団体、後援会等に関する事							○	
	各種証明に関する事			○	→	→	→	→	
	各種選挙事務に関する事	○	→	→	→	→	→	→	
	永久選挙人名簿定時登録に関する事				○	→	→	→	
	海区選挙人名簿の作成								
	裁判員・検察審査員候補者名簿の作成							○	
	予算に関する事			○	→	→	→	→	
	庶務全般に関する事			○	→	→	→	→	
	文書受付、処理に関する事			○	→	→	→	→	